

「給与所得者異動届出書」の記入のしかた

退職・転勤などにより市民税・県民税の給与所得等に係る特別徴収をすることができなくなったときは、異動のあった月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、米子市市民税課へ提出してください。

なお、給与支払報告書で特別徴収可能とした人が1月～5月の間（特別徴収開始前）に異動したときにも、必ず提出してください。

給与からすでに徴収した税額の合計を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた額を記入してください。

給与支払報告書
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
令和 年 月 日提出	米子市長 殿	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号							
	フリガナ	整理番号			担 連 所 属						
	氏名又は名称	個人番号 又は法人番号			氏 名						
	（特別徴収者） 給与支払者	※個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰め記載			当 絡 電 話						
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名							1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職・長 欠 4. 死 亡 5. 支 払 少 額・不 定 期 6. 合 併・解 散 7. そ の 他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	生年月日									年 月 日	年 月 日
	個人番号									月 日	月 日
受給者番号	月 日	月 日									
1月1日現在の住所	住所	円	円	円	年 月 日						
異動後の住所	住所										
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を							
	所在地	〒	担当者 連 絡 先	月 分 (翌月10日納入期限分) から							
	フリガナ		所 属 氏 名	徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	氏名又は名称		電 話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年 1 月 2 月 3 1 日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、					
	<input type="checkbox"/>	2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		月 分 (翌月10日納入期限分)					
						で納入します。					
3. 普通徴収の場合	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年 1 月 2 月 3 1 日までで、一括徴収の申出がないため	宛名番号	年度							
	<input type="checkbox"/>	2. 令和 年 5 月 3 1 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	カナ氏名	異動事由							
	<input type="checkbox"/>	3. 死亡による退職であるため	変更後 指 定 番 号	期 割	済	始					

法人の場合は法人番号、
個人事業主の場合は個人
番号(右詰)を記入して
ください。

給与所得者の個人番号
を記入してください。

新しい勤務先において
「特別徴収の継続」を
希望される場合には
記入してください。

未徴収の税額について
該当する番号を記入し
てください。

1. 異動後、新しい勤務先で特別徴収される場合
2. 最後の給与又は退職金から未徴収税額を徴収する場合
3. 未徴収税額を納税義務者本人が直接納付する場合

◎1月1日から4月30日
までの退職者に未徴収
税額がある場合には
必ず一括徴収してくだ
さい。